



## ジェネリック医薬品って何？

参議院議員  
客員相談役

藤井基之



この頃、テレビで、タレントの黒柳徹子さんや桃太郎侍の高橋秀樹さんなどが出てきて、にっこり笑いながら「ジェネリック医薬品をどうぞ」などと語りかけるCMをよく見ます。また、薬局でも、調剤を受けるとき、「ジェネリック医薬品」に替えましょうか、などと薬剤師さんに言われることも多くなってきました。しかし、業界関係者にとっては、「ジェネリック医薬品」は、いわば「業界用語」ですが、調理師の皆様も含め、一般の皆様には意味が分からない方が多いのではないのでしょうか。

ジェネリックとは、英語の「generic」で、本来は、「一般的な」とか、「共通している」という意味の言葉です。ですから、ジェネリック医薬品の本来の意味は、「長い間使用され、有効性も安

全性も評価が定まり、日常の診療で一般に使われている医薬品」といった意味です。しかし、実は、厚生労働省はこのジェネリック医薬品という言葉に、「後発医薬品」という言葉を当てています。「後発医薬品」とは、文字通り言えば、「先発の医薬品に対し、後から発売された医薬品」という意味です。

今、健康保険で使用されている医薬品の数は一万五千品目ぐらいあるといわれていますが、バリバリの新薬から、アスピリンのように百年以上前から使われてきた医薬品まで多種多様です。メーカーも、新薬を開発する資金や施設を持った大きなメーカーから、中規模メーカー、あるいは外資、多国籍企業まで様々で、その数は四百社近くもあります。

健康保険で使われている医薬品の価格は、「薬価基準」という官報告示で決められています。価格は、個々のメーカーの銘柄ごとに一錠いくら、一カプセルいくらと決められています。中には、メーカーは違っても有効成分も錠剤やカプセル当たりに含まれている分量も、全く同じ医薬品もありますが、これらの医薬品の薬価は全て同じか、といったと、実は銘柄によって異なる場合がほとんどです。

例えば、鎮痛剤Rの薬価基準価格を見ますと、同じ成分、含量の医薬品が二十五社、二十五銘柄収載されており、価格は六ミリグラム一錠二〇・三円から五・六円まで、七段階もあります（平成二十四年三月時点）。一番高いものは、最初にこのRを開発したメーカーの銘

柄で、あとは、そのRの特許が切れ、また、薬事法で決められている再審査（医薬品の有効性や安全性を市販後一定期間後に再審査する制度）が終わった後、他のメーカーが製品化したものです。前者の開発メーカーの製品が「先発医薬品」、後続した他のメーカーの製品が「後発医薬品」ということになります。

わが国では、健康保険や国民健康保険など公的な医療保険に国民の全てが加入しており（国民皆保険）、保険で医療が受けられます。この医療保険は国民が支払う保険料や税金、窓口負担が

財源になっているわけですが、医療の高度化、高齢化の進展や景気の低迷などで保険財政が厳しくなってきました。平成二十四年の医療費は四十兆円近くなりそうだと予測されています。

そこで、医療費のうち、その二十五%ぐらい占める薬剤費を節約できないか、ということが課題となってきました。その薬剤費節約対策の一つとして、同じ医薬品なら国民にできるだけ薬価の安い銘柄を選んでもらったかどうか、ということ、政府が「後発医薬品使用促進」という政策を打ち出し、政府や保険者、業界などがそのキャンペーン

を張っているというのが現在の姿です。その際、テレビCMなどでは、「後発医薬品」ではなく、「ジェネリック医薬品」という言葉が使用されているわけです。

ジェネリック医薬品の使用促進は、薬剤費節約の有力な政策です。その一方、莫大な資金を投じて新薬を開発してきたメーカーにとっては、売上の減少につながりかねません。資源の少ない我が国にとって、産業としても新薬開発は有力な事業であり、国民が待ち望む新薬の開発力を削ぐことになってはいけません。バランスの取れた政治が必要

### 藤井 基之

- 生年月日 昭和 22 年 3 月 16 日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 2 回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ <http://www.mfujii.gr.jp/>
- その他 薬学博士・薬剤師
- 私の政治信条  
私の政策の柱は A(エイジフリー) B(バリアフリー) D(ドラッグフリー:薬物乱用のない社会) 社会創りです。  
高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何が必要か、を政治活動の根底においています。  
好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」
- 活動報告  
参議院議員厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。
- 経歴  
昭和 37 年 岡山大学教育学部附属中学校卒業  
昭和 40 年 岡山県立岡山操山高等学校卒業  
昭和 44 年 東京大学薬学部薬学科卒業  
昭和 44 年 厚生省入省  
平成 9 年 厚生省退官  
平成 9 年 財団法人 ヒューマンサイエンス 振興財団 専務理事  
平成 12 年 日本薬剤師連盟 副会長  
社団法人 日本薬剤師会 常務理事  
平成 13 年 参議院議員 (1 期目)  
平成 16 年 厚生労働大臣政務官 (平成16年9月~平成17年11月)  
平成 19 年 日本薬剤師連盟 顧問  
平成 22 年 参議院議員 (2 期目)
- その他  
慶應義塾大学薬学部 客員教授  
昭和大学薬学部 客員教授  
東邦大学薬学部 客員教授  
新潟薬科大学 客員教授  
京都薬科大学 客員教授  
近畿大学薬学部 客員教授  
千葉大学薬学部 非常勤講師